【資料１】

新潟市障がい福祉課
平成 25 年 8 月 22 日
第 3 回条例検討会資料

第２回条例検討会までのまとめについて

【確認事項】

１．座長及び副座長の選出

〇座長に長澤委員（新潟大学教育学部教授）、副座長に熊倉委員（(福)新潟地区手をつなぐ育成会会長）が選出された。

２．条例検討会の役割等及び今後の進め方について

〇下記（１）～（３）について確認・了承された。

（１）条例検討会の目的

障がいのある人の公正・平等の取り扱い、差別の禁止、虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め、障がいのある人の人格及び人権が尊重されること、また、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを目的とする「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例（以下「基本条例」という。）検討会」の検討を行うこと。

（２）条例検討会の役割

①提言書、意見書及び障がい者差別解消法の分析を行うとともに、基本条例の目的・必要性・独自性について検討すること

②差別事例の分析を行いまして、「何が差別と感じられ、どのような生きづらさを感じているか。」共通認識を持つとともに、その解決方法について議論するということ

③「中間のとりまとめ（案）」について議論すること

④「条例（案）」について議論すること

（３）今後の進め方(当時)

３．「基本条例」の制定についての提言書

〇松永委員より提言書について説明があった。

４．障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案

〇田中委員より法律案について説明があった。

【主な委員発言要旨】

１．検討会の進め方・事例分析における留意点

	発言要旨
①	事例を提示された方の意図と違うことにもなりかねないが、理解を深めるという意味で、事例の背景について書いていないことを想定することが必要ではないか。
②	様々な方々から理解される条例とするには、障がいのある方と障がいのない方の双方向からの理解、障がい同士も双方向からの理解が必要。
③	条例は、作ることが目的ではなく、何を伝えるのかが大事。その条例を使って、どのようなことをしたら目指すものができあがるのか、条例をどう使うのかといったことを想定しながら作業を進めることが有効。
④	他都市の条例について、どういった定めがなされているのかというのを知ることは、多少議論の参考になる。
⑤	それぞれの差別事例について、先行する自治体の条例で解決できるかという観点で論議していく方法もある。
⑥	時間が限られているので、前もって用意して、この場で論議できるように、皆さんに準備していただきたい。
⑦	各障がいの特性・特徴について情報共有が図られて、初めて議論のスタートラインに立てるのではないか。
⑧	それぞれの障がい特性を理解し合うためには、何が必要なのかというところを、もう少し議論しなければいけない。

２．条例に盛り込むべき解決方法

（1）相談・紛争解決機関

	発言要旨	解決方法として考えられる事項
①	すべての困り感に対して、どのようにこの方の困り感を解決していくかということについては、個別的な相談をきちんとして、その方の主訴ときちんと向き合って、対応していく必要性がある。そのため、相談という部分が非常に重要。	・障がい者が困り感を感じた時、相談・調整を申し出することができる機関を設けること。 ・相談・調整で解決しない場合に対応する紛争解決の仕組みを設けること。
②	例えば、同じ視覚障がい者でも、一人ひとりの困り感は異なる。一人ひとりの個人ときちんと対峙して、その方の困り感は何なのですかということをきちんと聞かなければ、解決策は出てこない。	

③	障がい者が、困り感を持ったり、あるいは差別だと感じた場合、しっかりそれを意思表示できる仕組みが必要。	
④	差別等に関して、納得できない結果になった場合、それを申し立てていくような仕組みが必要。	
⑤	困ったケースについては、自立支援協議会等などで具体的に追求していくべき。	

（２）啓発・研修等

	発言要旨	解決方法として考えられる事項
①	障がいの特性を知って、そしてそれに対して私たちがどう援助するか、支援するかというところが一番大事。	・障がい特性や特徴について理解を促す啓発活動や研修・教育を行うこと。
②	福祉関係の職員が、障がい特性や対応の仕方をしっかり理解するための研修を行う必要がある。また、あまり得意でない部分に関しては連携を取って対応する必要がある。	
③	それぞれの障がいの特性、特徴をはっきり正しく知ること、皆さんに広めること、また目に見えない障がいを、皆さんにきちんと理解させるということがとても大切。	
④	小さいころから教育の中で、障がいに対する理解を促すことが必要。	
⑤	教師に対する障がい教育が大事。	
⑥	障がい者への理解があって、「何かお手伝いしましょうか。」という声掛けがあることが、住みよい新潟市の原点。	
⑦	心のバリアフリー化を図ってほしい。	

（３）情報提供

	発言要旨	解決方法として考えられる事項
①	聴覚障がい者の場合、筆記や文字がないとき、講演でもイベントでも何でも、文字表示がないときに、疎外感を感じているのではないか。疎外感を感じるということが、差別につながる。 →情報保障が重要	・障がい者に対して、必要な情報がきちんと提供されること。

②	今現在の事実が、ほかの方々にどれだけ周知されていないかということが、差別を感じる温床になっている。→必要な情報がきちんと市民に行きわたるようにする。	
③	あらゆる障がいの方々が、重要な情報をしっかり得られるようにする必要がある。	

（４）その他

	発言要旨	解決方法として考えられる事項
①	代理投票において、どのような支援をするのかということも条例に盛り込めればいい。	・代理投票などの場でプライバシーが守られること。

３．その他

	発言要旨
①	バリアフリーと差別は、区別していい。差別というのは個人に対する心の困りごとであり、バリアフリーというのは、平成７年に障害者白書で正確に四つのバリアフリーということで定義されたので、そこは明確に区別できる。
②	条例を作った後に、市民の方が分かるようなマニュアルだとか、指針だとか、そういったものを作っていく必要がある。また、例外を作るというようなことがないようにする必要がある。
③	障がい者らしい人がいたとしても、その人が本当に支援してほしいと言ったときから、コミュニケーションが始まるべき。原点は一人ひとりが主人公だということ、それは常にそこから出発するべき。
④	いろいろな障がいの人が生きがいを感じるような社会が望まれる。
⑤	障がいの特性ということを、一つ一つ理解できるような条例の構成にするなど、工夫が必要。
⑥	様々な差別事例を踏まえたうえで、どうやってそれを改善していけばいいのかという改善措置が焦点になる。
⑦	「普及啓発で済むのか」、「それともお金・物がいるのか」、「お金・物だけでは足りなくてなかなか難しいな」というものがある。これにより，条例における位置づけを変えていくことが考えられる。
⑧	差別の典型例などがあげられないとすれば、北海道のように具体的な定めを置かず、自治体の施策・取組みということに焦点を当てた条例を定めるという方法もある。
⑨	行政の立場として、どこでも代筆をしてくださる方、代読をしてくださる方をぜひ置いてほしい。
⑩	条例ができることがゴールではない。心のバリアフリー化や、障がい特性を健常者に伝えるためには、どのようにしたら良いか皆さんと考えていきたい。
⑪	障がいのある方たちが、自分のやって欲しいことを、障がいのない方たちに伝えていく必要があるのではないか。